

認定団体に申請して 研修室を便利に利用しませんか？

市民活動団体やボランティアグループの皆さまがあらかじめ認定を受けると、総合ボランティアセンターの研修室が無料で使えます。

認定要件

なお、認定を受けるためには、下記の要件を満たした上で申請をすることが必要です。

- ・非営利公益市民活動を行う団体である
 - ・10人以上のメンバーで構成されている
 - ・市内に主たる事務所等を有する団体である
- ※ただし、「大学生のみで構成される団体」「近年、市内で活動した実績及び市の事業に参画・協力した実績がある団体」の場合は、県内に主たる事務所があれば申請できます。
- ・総合ボランティアセンターの事業や運営に積極的に協力する意思がある

申請方法

以下の書類を総合ボランティアセンターまでご提出ください。

- 使用料の免除にかかる認定申請書（様式1号）
- 最新の団体の規約
- 前年度の会計書類
- 会員名簿（10人以上であることが確認できるもの）
- 団体のチラシや広報誌等（活動状況が分かるもの）
- 市内で活動した実績及び市の事業に参画・協力した実績が分かるもの（所在地が福井市外の団体のみ）

※様式1号は市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/mati/activity/souborasyosai.html>

認定スケジュール

認定のための審査会は原則として年4回開催します。

	申請締切	認定時期
第1回	3月末	4月上旬
第2回	6月末	7月上旬
第3回	9月末	10月上旬
第4回	12月末	1月上旬

認定の期間

認定の日からその年度の3月31日まで（最長1年）
※次年度も認定を受けたい場合は、改めて申請してください。

免除の条件

- ・ボランティア活動等のために使用すること。
- ・参加費の徴収や販売を行わないこと。
- ・10人以上で使用すること。

ご不明な点は
お気軽にお問い合わせください！